

東京消防庁 消防相互応援協定 川 口 市

協定締結日 昭和42年11月21日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京都（東京消防庁）（以下「甲」という。）と埼玉県川口市（川口市消防局）（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際甲・乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。ただし、入谷七、八、九丁目の新芝川以西、舎人四丁目の毛長川以北及び東領家四、五丁目にあつては、延焼火災の場合は2隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援等を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲・乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため正本2通を作成し甲・乙各1通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、昭和 4 2 年 1 1 月 2 8 日から効力を生ずる。
- 2 東京都特別区と埼玉県川口市との相互応援協定書（昭和 2 4 年 1 月 1 0 日）は、廃止する。

昭和 4 2 年 1 1 月 2 1 日

東京消防庁消防長
消防総監 山 田 義 郎
川 口 市
市 長 大 野 元 美

【改正】

付 則

この協定は、昭和 4 4 年 6 月 2 日から効力を生ずる。

昭和 4 4 年 5 月 2 0 日

東京消防庁消防長
消防総監 大 川 鶴 二
川 口 市
市 長 大 野 元 美

付 則

この協定は、昭和 4 4 年 1 1 月 2 7 日から効力を生ずる。

昭和 4 4 年 1 1 月 1 4 日

東京消防庁消防長
消防総監 大 川 鶴 二
川 口 市
市 長 大 野 元 美

付 則

この協定は、昭和 4 7 年 7 月 1 5 日から効力を生ずる。

昭和 4 7 年 7 月 1 5 日

東京消防庁消防長
消防総監 大 川 鶴 二
川 口 市
市 長 長 堀 千代吉

付 則

この協定は、昭和 5 0 年 1 0 月 2 0 日から効力を生ずる。

昭和 5 0 年 1 0 月 1 5 日

東京消防庁消防長
消防総監 村 山 茂 直
川 口 市
市 長 長 堀 千代吉

附 則

この協定は、昭和 6 0 年 1 1 月 1 日から効力を生ずる。

昭和 6 0 年 1 0 月 2 8 日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
川 口 市
市 長 永 瀬 洋 治

附 則

この協定は、昭和 6 2 年 9 月 9 日から効力を生ずる。

昭和 6 2 年 8 月 2 8 日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
川 口 市
市 長 永 瀬 洋 治

附 則

この協定は、平成元年 5 月 1 5 日から効力を生ずる。

平成元年 5 月 1 1 日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
川 口 市
市 長 永 瀬 洋 治

附 則

この協定は、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から効力を生ずる。

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

東京消防庁
消防総監 関 口 和 重
川 口 市
市 長 岡 村 幸 四 郎

附 則

この協定は、平成 19 年 10 月 1 日から効力を生ずる。

平成 19 年 9 月 13 日

東京消防庁

消防総監 小林 輝 幸

川 口 市

市長 岡 村 幸四郎

附 則

この協定は、平成 23 年 10 月 11 日から効力を生ずる。

平成 23 年 10 月 5 日

東京消防庁

消防総監 北 村 吉 男

川 口 市

市長 岡 村 幸四郎

附 則

この協定は、平成 25 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 25 年 3 月 25 日

東京消防庁

消防総監 北 村 吉 男

川 口 市

市長 岡 村 幸四郎

別表第 1

普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	川口市側の応援区域
川口市のうち 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 金山町 川口一丁目 元郷一丁目 元郷二丁目 元郷三丁目 元郷四丁目 領家三丁目 領家四丁目 領家五丁目 東領家一丁目 東領家二丁目 東領家三丁目 東領家四丁目 東領家五丁目 弥平一丁目 弥平二丁目 弥平三丁目 弥平四丁目 舟戸町（東北線以東） 河原町 朝日五丁目 朝日六丁目 八幡木二丁目 八幡木三丁目 江戸袋一丁目 江戸袋二丁目 江戸三丁目 本蓮一丁目 本蓮二丁目 本蓮三丁目 本蓮四丁目 大字東本郷（さいたま草加線以南） 大字榛松 榛松一丁目 榛松二丁目 榛松三丁目	北区のうち 赤羽北一丁目 赤羽三丁目 岩淵町 志茂四丁目 志茂五丁目 足立区のうち 加賀一丁目 加賀二丁目 皿沼一丁目 皿沼二丁目 皿沼三丁目 鹿浜一丁目 鹿浜二丁目 鹿浜三丁目 鹿浜四丁目 鹿浜五丁目 鹿浜六丁目 鹿浜七丁目 鹿浜八丁目 入谷一丁目 入谷二丁目 入谷三丁目 入谷四丁目 入谷五丁目 入谷六丁目 入谷七丁目 入谷八丁目 入谷九丁目 入谷町 舎人二丁目 舎人三丁目 舎人四丁目 舎人五丁目 舎人六丁目 舎人町

別表第 2

自動車専用道路普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	川口市側の応援区域
首都高速川口線上り線のうち 加賀ランプから鹿浜橋ランプまでの川口市の管轄区域 首都高速川口線下り線のうち 鹿浜橋ランプから新郷ランプまでの川口市の管轄区域	首都高速川口線上り線のうち 新郷ランプから加賀ランプまでの東京消防庁の管轄区域